



こだいら



ぶるべー



スマートフォン用



臨時福祉給付金 臨時給付

9月1日から 申請受付が始まります

臨時福祉給付金

障害・遺族年金受給者向け給付金

平成28年度臨時福祉給付金は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、暫定的・臨時的な措置として、3,000円を支給します。

また、障害・遺族年金受給者向け給付金は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の方々を支援するため、30,000円を支給します。

支給対象となる可能性がある方には、9月1日以降に市から申請書類を送付しますので、支給要件などを確認したうえで申請手続きをしてください。

支給要件・支給額

平成28年度臨時福祉給付金

次のすべてに該当する方

- 平成28年1月1日(基準日)時点で小平市に住民登録がある
- 平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない、かつ平成28年度の市民税(均等割)が課税されている方の被扶養者ではない
- 生活保護を受給していない

支給額

- 1人につき 3,000円(支給は1人1回)

障害・遺族年金受給者向け給付金

次のすべてに該当する方

- 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象である
- 障害基礎年金または遺族基礎年金(平成28年5月分)を受給している
- 高齢者向け給付金(3万円)を受給していない

支給額

- 1人につき 30,000円(支給は1人1回)



申請方法

9月1日以降に、支給対象となる可能性がある方に、申請書を送付しますので、郵送により、申請手続きをしてください。

●申請の受付期間

9月1日(木)から平成29年1月6日(金)まで(必着)

●提出(添付)書類

- 申請書
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証などの写し)
- 指定した口座が確認できる書類

- 障害・遺族年金受給者向け給付金を申請される方は、障害基礎年金または遺族基礎年金の受給が確認できる書類

●申請書の送付先

〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 小平市役所「臨時福祉給付金支給事業本部」

- ※申請書がご自宅に届いた場合でも、課税状況などによっては給付金の支給対象とならない場合があります。

